

被用者保険の適用拡大に伴う障害者・長期加入者特例に 該当する老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置

経過措置の内容

老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者※1または長期加入者※2の特例対象者が厚生年金保険の被保険者になると、年金の定額部分（加給年金額が加算されているときは加給年金額も含まれます。）が全額支給停止となります。

※1 障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度）にある方

※2 厚生年金保険の被保険者期間が44年（共済組合等の期間は含みません）以上ある方

被用者保険の適用拡大（令和4年10月1日施行）によって厚生年金保険の被保険者となった方が、次の条件のいずれにも該当する場合は、「**障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届**」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

経過措置の対象となる条件

- 令和4年9月30日以前から障害者・長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金を受給している方。
- 令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に使用されており、次の（ア）から（ウ）のいずれかの理由により、**令和4年10月1日（施行日）**に厚生年金保険に加入された方。

（ア） 土業の適用業種追加による資格取得

常時5人以上の従業員を雇用している**土業の個人事業所**は、令和4年10月から健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所となります。この土業が適用業種へ追加されたことによって、厚生年金保険に加入された方が対象となります。

<適用の対象となる土業>

弁護士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、弁理士

（イ） 特定適用事業所の企業規模要件の見直しによる資格取得

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。令和4年10月から特定適用事業所の要件が見直されたことによって、厚生年金保険に加入された短時間労働者の方が対象となります。

<特定適用事業所の要件>

変更前：短時間労働者を除く被保険者の総数が、常時500人を超える事業所

変更後：短時間労働者を除く被保険者の総数が、常時**100人**を超える事業所

（ウ） 短時間労働者の勤務期間要件の撤廃による資格取得

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。令和4年10月から短時間労働者の勤務期間の要件が撤廃されたことによって、厚生年金保険に加入された短時間労働者の方が対象となります。

<短時間労働者の勤務期間の要件>

変更前：雇用期間が1年以上見込まれること

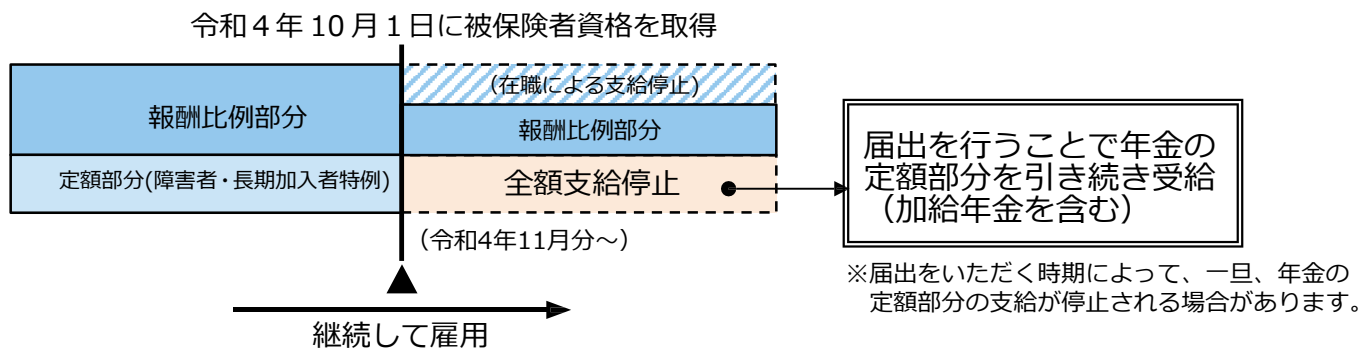
変更後：雇用期間が**2カ月**を超えると見込まれること（当初の雇用期間を超えて雇用される場合を含む）

経過措置による年金の支給

経過措置の対象となる場合、お客様から「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」をご提出いただくことで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

なお、厚生年金保険の被保険者となることから、年金の報酬比例部分の一部または全部が支給停止される場合があります。（在職老齢年金）

（経過措置による定額部分を引き続き受給する際のイメージ）



経過措置に関する事務手続き

「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」に必要な事項を記入のうえ、最寄りの年金事務所へご提出ください。（令和4年10月1日以降）

令和4年9月30日以前から引き続き、同一の事業所に勤務していることの証明が आवश्यकとなります。

障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届

特別支給の老齢厚生年金の地位継承等について障害者等を長期加入者特例に該当している方が、以下の記載事項を記入の上、届出、厚生年金保険の事務取扱係に届出することにより年金の支給が再開停止となる場合は、当該年金支給停止の届出を提出する必要があります。

1	個人番号(または基礎年金番号)	年金コード
2	生年月日	
3	受給権者の氏名	
4	受給権者の住所	
5	被保険者となった理由 ※アからウのうち該当するものに○を付して記す。	
ア	令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に勤務しており、令和4年10月1日に厚生年金受給の届出申請に必要書類を提出したことに伴い、新たに被保険者となった。	
イ	令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に勤務しており、令和4年10月1日に厚生年金受給の届出申請書の事務取扱係等に届出申請し、届出申請後、同一の事業所に勤務していることにより、新たに被保険者となった。	
ウ	令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に勤務しており、令和4年10月1日に厚生年金受給の届出申請書の事務取扱係等に届出申請し、届出申請後、同一の事業所に勤務していることにより、新たに被保険者となった。	

上記の届出内容について、令和4年9月30日以前から引き続き当該事業所において勤務していることを証明します。

会社 〇 月 〇 日

事務担当係
事務担当係
事務担当係
電話番号 () () () () () ()

<記入内容>

〔受給権者記入欄〕

- ①個人番号（または基礎年金番号）および年金コード
- ②生年月日
- ③受給権者の氏名
- ④受給権者の住所
- ⑤被保険者となった理由（該当する理由に○印を記入）

〔事業主証明欄〕

令和4年9月30日以前から引き続き勤務していることについての事業主の証明（押印不要）

※引き続き勤務していることを明らかにすることができる書類（給与明細、雇用契約書等）の写しの添付により代替していただけます。

適用拡大に伴う障害者・長期加入者特例に該当する 老齢厚生年金受給者の経過措置にかかるQ & A

Q 1 経過措置について、手続きはどのように行えばいいですか？

A 1

経過措置の対象となるご本人が、手続きを行う必要があります。

「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」に必要事項を記入のうえ、最寄りの年金事務所にご提出ください。（令和4年10月1日以降）届出様式は、経過措置の対象となる可能性のある方に令和4年11月下旬から送付しますが、年金事務所または日本年金機構ホームページからも事前に入手していただくことができます。

<記入内容について>

「受給権者記入欄」は、個人番号、氏名、住所など、お客様自身に関する事項を記入してください。あわせて、令和4年10月1日に厚生年金保険の被保険者となった理由に該当する事項を記入してください。

「事業主証明欄」は、お客様が令和4年9月30日以前から同じ事業所で勤務されていることの証明として、事業主による記名が必要となります。お勤め先の担当者にご相談ください。なお、引き続き勤務していることを明らかにすることができる書類（給与明細、雇用契約書等）の写しを添付することで、事業主の証明に代替していただくこともできます。

Q 2 経過措置についての手続きをしないと、年金の支給はどのようになりますか？

A 2

令和4年11月分から年金の定額部分（加給年金額が加算されているときは加給年金額も含む。）が支給停止となります。

経過措置の対象となるご本人から「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」をご提出いただくことで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

なお、ご提出いただく時期が遅くなると、時効（5年）によりお支払いできなくなる場合がありますので、すみやかに「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」のご提出をお願いします。

◎ご不明な点は、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。
年金事務所の連絡先は、日本年金機構ホームページから確認できます。